

鳥取県指令  
第201700130391号  
平成29年 8月29日

(株) ミテック

代表取締役  
湯越 正己 様

鳥取県知事 平井 伸治



### 特定 建設業の許可について（通知）

平成29年 7月 21日付けで申請のあった特定建設業については、  
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知  
する。

（担当：県土整備部県土総務課建設業担当 電話0857-26-7347・7454）

#### 記

許 可 番 号	鳥取県知事	許 可（特 - 29）第	4085 号
許可の有効期間	平成29年 9月 9日から平成34年 9月 8日まで		
建設業の種類			

土木工事業  
大工工事業  
石工事業  
鉄筋工事業  
造園工事業  
消防施設工事業

建築工事業  
とび・土工事業  
管工事業  
舗装工事業  
水道施設工事業  
解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成34年 8月 9日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

鳥取県指令  
第201700130391号  
平成29年 8月29日

(株) ミテック

代表取締役  
湯越 正己 様

鳥取県知事 平井 伸治



## 一般 建設業の許可について（通知）

平成29年 7月 21日付けで申請のあった一般建設業については、  
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知  
する。

（担当：県土整備部県土総務課建設業担当 電話0857-26-7347・7454）

### 記

許可番号	鳥取県知事 許可（般－29）第 4085号
許可の有効期間	平成29年 9月 9日から平成34年 9月 8日まで
建設業の種類	電気工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限；平成34年 8月 9日  
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）